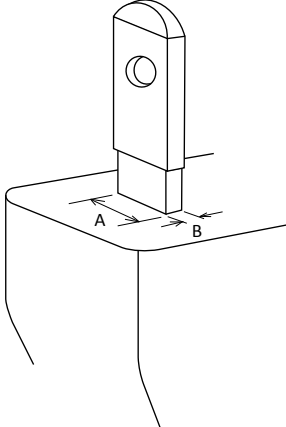
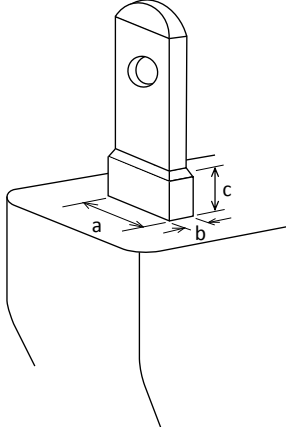


電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 316ページ）	改定した解説
<p>別表第四 6の解説</p> <p>1. 本稿は、接続器（ライティングダクトを除く。）の構造について規定したものである。</p> <p>2.～4. （省略）</p>	<p>1. 本稿は、接続器（ライティングダクトを除く。）の構造について規定したものである。</p> <p>2.～4. （省略）</p> <p>5. ニ(ホ)a(b)において、差込みプラグの栓刃根元に樹脂（いわゆる、「絶縁スリーブ」）を巻いているものの「幅及び厚さ」は、樹脂を取り除いた箇所でも測定する。なお、樹脂を巻いている状態で、最小寸法の刃受け穴に支障なく嵌合し通電できる構造（幅、厚さ及び樹脂を巻いている高さ）とする必要がある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p style="font-size: small;">A: 刃の幅の寸法範囲内 B: 刃の厚さの寸法範囲内</p> <p>樹脂を取り除いた状態</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p style="font-size: small;">a: 刃受け穴の長辺の最小寸法未満 b: 刃受け穴の短辺の最小寸法未満 c: 刃受け金具の沈む深さの最小寸法未満</p> <p>樹脂を巻いている状態</p> </div> </div>

(当該部解釈)

別表第四 6 接続器 (1) 構造

ニ さし込み接続器にあつては、次に適合すること。

(イ) ~ (ニ) (省略)

(ホ) 寸法は、次に適合すること。

a 差し込みプラグ、コンセント、マルチタップ、コードコネクターボディ、アダプターその他の差し込み接続器（アイロンプラグ及び器具用差し込みプラグを除く。）であつて、次の表 1、表 2 及び表 3 の左欄に掲げるものの寸法は、それぞれ表 1、表 2 及び表 3 の右欄に掲げる図によること。

この場合において、

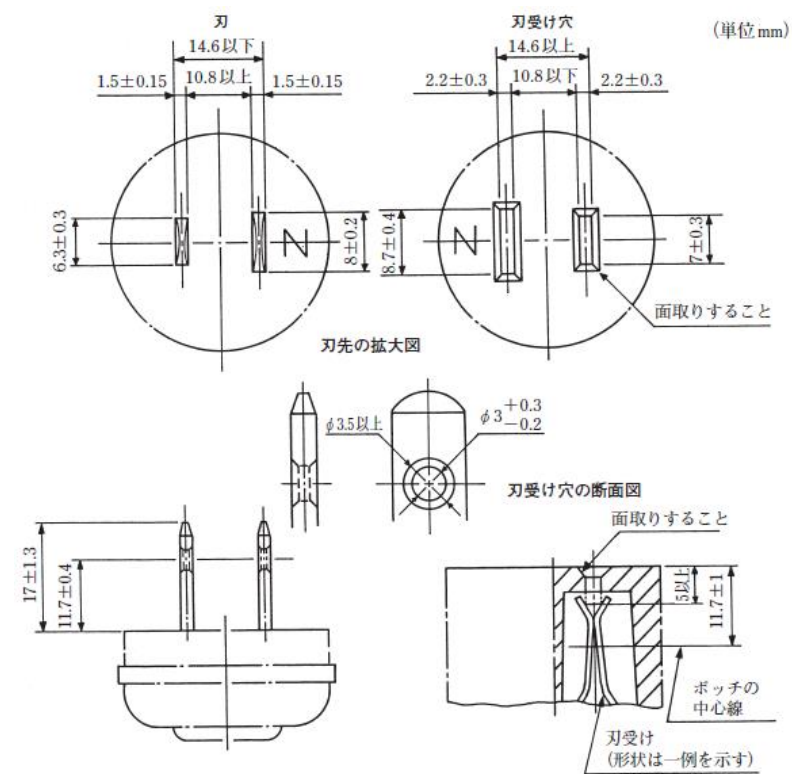
(a) (省略)

(b) 取付け寸法は、刃のつけ根（コンセントの接合面）で測定し、幅及び厚さ^(解説 5)は、つけ根からほぼ全長（先端の面取りした部分を除く。）の 2/3 の箇所^(注 5)で測定する。

(c) ~ (h) (省略)

表 1 ~ 表 3 (省略)

図 1



(備考)

- 1 極性の区別を有しないものにあつては、刃幅は $6.3 \text{ mm} \pm 0.3 \text{ mm}$ 、刃受け穴は $7 \text{ mm} \pm 0.3 \text{ mm}$ とする。
- 2 刃受けにボッチを有しないものにあつては、 11.7 ± 1 の数値は、適用しない。
- 3 N の記号は、接地側の電線の接続される極を表す。

図 2 ~ 図 15 (省略)